

別表（第5条関係）

## 姫路市が行う環境に配慮した電力の調達契約評価基準

	項目	区分	評価点
基本 項目	① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）  (単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh)  (※1)	0.375未満	70
		0.375以上0.400未満	65
		0.400以上0.425未満	60
		0.425以上0.450未満	55
		0.450以上0.475未満	50
		0.475以上0.500未満	45
		0.500以上0.525未満	40
		0.525以上0.550未満	35
		0.550以上0.575未満	30
		0.575以上0.600未満	25
		0.600以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況（※2）	0.675%以上	10	
		0%超 0.675%未満	5
		活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況（※3）	10.00%以上	20	
		5.00%以上10.00%未満	15
		2.50%以上5.00%未満	10
		0%超 2.50%未満	5
		活用していない	0
加点 項目	環境関連規格認証等取得状況  (※4)	有	5
		無	0
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組又は地域における再エネの創出・利用の取組（※5）	取り組んでいる	5	
		取り組んでいない	0

※1 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度実績の二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)を用いる。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

① 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)

② 令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)

(ただし、①、②ともに他小売電気事業者への販売分は含まない。)

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況} = \text{①} \div \text{②} \times 100$$

※2-2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2-3 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

③ 高炉ガス又は副生ガス

※3-1 再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量を⑥令和5年度の供給電力量(需要端)で除した数値。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者か

ら購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端 (kWh)）

- ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh)
- ③ J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる トランкиング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 令和 5 年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

(算定方式)

令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況 = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

※ 3-2 再生可能エネルギー導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※ 3-3 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) は、令和 5 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 3-4 令和 5 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 4 環境関連規格認証等の取得状況について評価する。評価の対象となる認証は、ISO14001、エコアクション 21、SBT 認証とする。

※ 5 省エネに係る情報提供、簡易的 DR（ディマンド・リスポンス の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネル

ギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

(具体的な評価内容)

- ① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること  
(例 需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行うことなど)
  - ② 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
  - ③ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
  - ④ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること
- なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。